

会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の定款第12条に定める入会金及び会費に関する必要事項を定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第12条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 普通会员

- ① 入会金 3,000円
- ② 会費 10,000円

(2) 賛助会員

- ① 会費
 - 個人 1口 50,000円 1口以上
 - 団体 1口 50,000円 1口以上

(3) 功労会員

- ① 会費 10,000円

(4) 名誉会員

- ① 会費 免除

2 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において50%ずつ使用するものとする。

3 普通会员、賛助会員、功労会員の会費については、公益目的事業及び管理部門において50%ずつ使用するものとする。

(機関誌購読料)

第3条 前条の会費には、この法人の機関誌「母性衛生」の購読料を含むものとする。本機関誌は、会員以外でも年額7,000円の購読料をもって有料で頒布する。

2 前項の会員以外の機関誌購読料には、消費税を加算するものとする。

(会費等の納入)

第4条 この法人の会員になろうとする者は、入会時に提出する所定の申込書に添えて、入会金及び年会費の納入をしなければならない。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第5条 会員が退会するときは、その会員であった事業年度の期間に相当する未納会費を納

入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程を改正・廃止する場合には、社員総会の承認を受ける。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。